

JIS

住宅用複合サニタリーユニット

JIS A 4410 : 2005

(JHESA/JSA)

平成 17 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大熊 志津江	文化女子大学
	大津 徳明	社団法人日本住宅設備システム協会
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	小林 哲郎	財団法人家電製品協会
	斎田 真也	独立行政法人産業技術総合研究所
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	鈴木 啓二郎	株式会社西友 ロスプリベンション
	芝原 純	社団法人消費者関連専門家会議
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 51.3.1 改正：平成 17.11.20

官 報 公 示：平成 17.11.21

原 案 作 成 者：社団法人日本建材・住宅設備産業協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町花長ビル TEL 03-5640-0901)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本住宅設備システム協会(JHESA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 4410:1995** は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正は、シックハウス問題に対応するため、ホルムアルデヒドの放散のおそれのある材料に関する部分の改正を主たる目的とし、更に **JIS Z 8301** の様式との整合及び SI 単位への移行を行った。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 用語の定義	1
4. 材料	1
4.1 部材	1
4.2 部品	1
5. 構造	2
6. 寸法	3
7. 外観	3
8. 性能	3
8.1 機能	3
8.2 性能	4
9. 試験方法	4
9.1 材料, 構造, 外観及び機能	4
9.2 耐湿試験	4
9.3 強度試験	4
9.4 配管の漏れ試験	5
9.5 接合部の水密性試験	6
9.6 通電・作動試験	6
9.7 電気絶縁試験	6
10. 検査	6
10.1 形式検査	6
10.2 製品検査	6
11. 表示	6
12. 取扱説明書及びカタログ	7
解 説	12

住宅用複合サニタリーユニット

Heart unit for dwellings

1. 適用範囲 この規格は、住宅に使用される複合サニタリーユニット⁽¹⁾ (以下、ユニットという。) について規定する。

注⁽¹⁾ 複合サニタリーユニットとは、入浴、洗面及び用便のための機能の全部を一室に複合した室形ユニットをいう。

2. 引用規格 付表 5 に示す規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

3. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

a) 部材 部材とは、天井、壁、床などユニットの本体を構成するもの。

b) 部品 部品とは、浴槽、便器、洗面器、給水栓、配管などユニットの機能を満足させるために用いられるもの。

4. 材料

4.1 部材 部材は、次による。

a) 化粧金属板は、付表 1 に規定の基準に適合しなければならない。

b) 合板は、日本農林規格に規定するもので、ホルムアルデヒドの放散量が F☆☆☆等級の規定値以下のものでなければならない。

c) ガラス繊維強化ポリエステル（以下、FRP という。）板は、付表 2 に規定の基準に適合しなければならない。

d) 防水パンは、次による。

1) FRP 防水パンは、付表 2 に規定の基準に適合しなければならない。

2) ほうろう防水パンは、付表 3 に規定の基準に適合しなければならない。

3) ステンレス防水パンは、付表 4 に規定の基準に適合しなければならない。

e) アルミ押出型材は、JIS H 4100 の規定に適合しなければならない。

f) 鋼材は、JIS G 3101 又は JIS G 3350 の規定に適合しなければならない。

g) 鋼板は、JIS G 3141 に、ステンレス鋼板は、JIS G 4305 の規定に適合しなければならない。

4.2 部品 部品は、次による。

a) 浴槽 浴槽は、次による。

1) FRP 浴槽は、JIS A 5532 の規定に適合しなければならない。

2) ほうろう浴槽は、JIS A 5532 の規定に適合しなければならない。